

外部委託承認申請手続きについて

平成30年5月

自家用電気工作物設置者 様
電 気 工 事 店 様

一般財団法人北海道電気保安協会

電気事業法では、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、自家用電気工作物設置者に対し電気主任技術者を選任することが定められています。

つきましては、新たに自家用電気工作物の使用を開始される場合におきまして、電気主任技術者を外部委託する場合には、「保安管理業務」の委託契約が締結され、北海道産業保安監督部長に対し電気主任技術者の「保安管理業務外部委託承認申請書」の手続きを速やかに行い承認を受けることが必要となります。

電力会社に提出する「送電申込書」の電気主任技術者欄の氏名・捺印は、外部委託承認書の受領後に押印を致します。自家用電気工作物設置者様及び電気工事店様におかれましては余裕を持って当保安協会への手続きをお願い致します。

なお、電気事業法、電気事業法施行規則は、以下のとおりです。

電気事業法 第43条

(主任技術者選任)

第1項 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、経済産業省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

経済産業省令(電気事業法施行規則第52条第2項)

(保安管理業務外部委託承認)

第2項 次の各号のいずれかに掲げる自家用電気工作物に係る当該各号に定める事業場のうち、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安管理業務」という。)を委託する契約(以下「委託契約」という。)が次条に規定する要件に該当する者と締結されているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣(事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する産業保安監督部長。次項並びに第五十三条第一項、第二項及び第五項において同じ。)の承認を受けたもの並びに発電所、変電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であって鉱山保安法が適用されるもののみに係る前項の表第三号又は第六号の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選任しないことができる。

- 一 出力二千キロワット未満の発電所(水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所に限る。)であって電圧七千ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第一号、第二号又は第六号の事業場
- 二 出力千キロワット未満の発電所(前号に掲げるものを除く。)であって電圧七千ボルト以下で連系等をするもの前項の表第三号又は第六号の事業場
- 三 電圧七千ボルト以下で受電する需要設備 前項の表第三号又は第六号の事業場
- 四 電圧六百ボルト以下の配電線路 当該配電線路を管理する事業場

電気事業法 第118条(罰則)

第1項 次の各号の一に該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

第8号 第43条第1項の規定に違反して主任技術者を選任しなかった者